

農業再生協議会 担い手・農地だより



「農事組合法人 510(ゴトー)ファーム」の皆さん
(後列、右から2人目の方が代表の後藤貴史さん)

人のつながりに助けられ、地域の農業・ 農地を守る

農事組合法人 510ファーム

長野市篠ノ井塩崎

長野自動車道の更埴ジャンクションから西に約2kmに位置する塩崎地区は、古くからりんご・もも等が栽培される農業地域。

水稻・小麦・大豆・そば・果樹の栽培と受託作業など、多角的な農業経営に取り組む農業法人。

人とのつながりを大切に、また、実需者の要望に応えながら農業・農地を守っていこうと奮闘中です。

Index

- 認定農業者 「農事組合法人 510ファーム」
- 県・地域の動き 「農事組合法人 田原」 全国農業会議所会長賞を受賞 ほか
- 農業経営セミナー 「集落法人経営の安定と持続を目指して」
- 視点 「TPPと日本農業XIV」
- インフォメーション 「農業経営管理能力向上セミナー」開催のお知らせ

経営の多角化により収入を確保

「新しい機械が好き！」
だから就農

長野市篠ノ井塩崎は、古くからりんご・ももなど、



収穫用コンテナの積み込み

「新しい機械に乗って、い

退社し、

の会社を

資材関係

年、建設

平成十七

〇年前の

後藤貴史

さん（四

八歳）を

紹介しま

す。

後藤さ

んは、一

つも夢を追い続けたい」という気持ちから、自作地三〇坪に不釣り合いの六四馬力のトラクターを導入し、農業を開始した。その後、借受面積の急激な増加に伴い、機械施設を拡充し、平成二十年に親族などを主体とした七名で構成する農事組合法人を設立した。

実需者の要望に応える

急速な規模拡大

就農当初の水田借受面積は、二〜三畝だったが、法人設立以降、長野市農業公社の農地利用調整などにより借受面積が増加し、現在、表1のように約八〇畝を管理する経営規模に拡大した。

作付け品目（品種）につ

表1 平成28年度の経営作物

経営作物	面積	概要	要
水 稲	30ha	品種：風さやか、コシヒカリ、ミルキークイーン 加工用米 55%	
小 麦	19ha	品種：ハナマンテン	
大 豆	25ha	品種：青入道、ナカセンナリ	
そ ば	2ha	品種：長野S-8号（信州ひすいそば）	
果 樹	1ha	りんご、もも、西洋なし（ラ・フランス）、ぶどう、くり	

表2 主な機械・施設

機 械	トラクター(50馬力以上)：5台 田植機：8条4台、4条1台 汎用コンバイン(1.5~1.7m)：3台 自脱コンバイン：7条1台、6条2台 ラジコン式除草機：1台
施 設	穀物乾燥機：80石2基、9石1基 色彩選別機：1台

いては、米については、五割余が加工用米としてJAグリーン長野を通じ、みそ製造業者に販売。小麦については、需要の多いパン・中華麵専用種として、二、五五〇円／六〇糎が加算されることから、ユメセイキからハナマンテンに転換した。小麦の後作に大豆を作付けし、二毛作助成の交付

金も受けている。大豆の品種も実需者からの要望で「青入道」を栽培している。また、受託作業については、水稲育苗から耕耘、代掻き、田植え、米・麦・大豆の収穫、北信地域では数少ない汎用乾燥機による乾燥調製作業のほか、遊休農地の再生、スキー場の草刈り、諏訪地方のヒマワリの

これらを栽培管理、収穫調整、受託作業のため、農業機械・施設は、表2のとおりですが、「機械・施設を増加すると仕事も増加してくる」と後藤さんは、これまでの状況を話す。課題の労力の確保については、従業員三名のほか、パート五人、作業委託者二人で、今年四月から、農業機械メーカーを退社した若手を採用し、「農の雇用事業」の対象者として申請している。

陣の作業時間は、九時から四時まで。作業内容は機械に乗らないほかは、畦畔の草刈り作業から栽培管理など、全ての作業にあたるそうです。

地域の若手女性(ママさん)の働く場所づくり

朝八時三〇分頃から、車、自転車などで若い女性が事務所に集まって来る。近所の子育て中の三〇代前半のママさんたちです。事務所の中は、賑やかな話し声に活気に溢れている。「時間の空いたときに働くことできる場所をつくる。家で働いても金にならないからね」と後藤さん。女性

今日は、育苗ハウスの片付け作業が予定されていますが、とても暑くなりそうなので、ぶどうの管理作業に変更されたようでした。

地域の「人バンク」で農地を守る

守っていくため、農業の手伝いができる人、高齢により農業を続けることはできないが、技術を教えることができる人などを登録し、世代を通じ、地域農業を守って行く体制、「人バンク」を地域に作りたい」と、今後の抱負を熱く話す。

(平成二十八年七月取材

担い手・農地部会

事務局 川井)



80石2基の穀物乾燥機

収穫作業、冬場の道路の塩カル散布作業など、幅広く、「受託作業収入は、経営のウエイトとして高い。これをこなしにくい労力面が課題」と話す。



汎用コンバインによる小麦の収穫作業

県・地域の動き

「農事法人 田原」 全国農業会議所会 長賞を受賞



全国農業会議所 二田会長から表彰を受ける中村組舎長

五月二十六日、都内の文京シビックホールで第八回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業（全国農業会議所ほか主催）の表彰式が開催され、伊那市の農事組合法人田原（代表理事組舎長 中村 博氏）に全国農業会議所会長賞が授与さ

れた。

この表彰事業は、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、平成二十年度から実施されており、二十七年度は全国から三二組織が応募し、農林水産大臣賞、農村振興局長賞に次ぐ入賞となった。

農事組合法人田原（以下、(農)田原）は、伊那市田原集落（集落戸数一六五戸、うち農家戸数一〇三戸）の農業を担う集落営農組織として、平成十六年十月に五五戸で設立（平成二十七年三月では八三戸）。米を主体に麦・白ネギ・リンゴなどを経営。

集落内の河岸段丘の上段は、養蚕が盛んな年代には優良な桑園地帯であったが、養蚕の衰退とともに桑園が荒廃し、遊休荒廃農地の拡大が長年の話題となっていた。平成二十二年、田

原集落農業振興センターの総会において地域住民から遊休農地解消に向けた取り組みが提案され、(農)田原の主要メンバーに地域代表者を加えた、検討プロジェクトチーム「田原上段土の会」を設け、具体策を検討した。これにより、平成二十三年・二十四年、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、設計から大型重機を使用した施工まで全て地域住民で行い、約二二〇筆、一六・九畝の遊休農地を再生。再生された農地は、(農)田原が一〇年間の使用貸借し、麦、白ネギなど野菜、りんご栽培に活用している。

伊那市と友好提携を結ぶ東京都新宿区と連携し、「耕作放棄地再生ツアー」を企画。耕作放棄地再生隊を結成し、草刈り、耕起等の再生体験やサツマイモを栽培しオリジナル焼酎を製造するなど、都市との農村交流と地域活性化に取り組んでいる。「手を出せ、ずく出せ、知恵を出せ、それが出せなきゃ顔を出せ」と地域一体となった協働の村づくりの活動が高く評価さ

れた表彰でした。
（農業再生協議会 担い手・農地部会事務局）

「人・農地問題解決 促進研修会」開催

長野県農業再生協議会（担い手・農地部会）は七月二十一日、安曇野市の安曇野スイス村「サンモリッツ」で「平成二十八年度人・農地問題解決促進研修会」を開催した。集落や地域での話し合いにより地域の担い手や農地利用の方向性を明確にする「人・農地プラン」の充実を進めるとともに、「農地中間管理事業」等の制度活用を推進すること、人と農地の問題解決を促進する目的で開催し、市町村、JA担当者など二二〇名が参加した。

研修会は、県庁農政部農村振興課の担当者から「人・農地プラン」の見直し状況と今後の取り組みについて「全市町村にプランが作成され、農地の出し手と農地の位置付けを記載されたプランが五割を超えてきた。今後、実効性の高いプ

ランへの誘導を進めたい」と説明。

東御市産業経済部農林課の清水 悟担い手支援係長から「人・農地プラン」と「農地中間管理事業」が連携した事例として、祢津御堂地区の遊休荒廃地を地域の話し合いによりワイン用ぶどう栽培地に再生利用する取り組みが紹介された。

基調講演は、横浜国立大学・大妻女子大学名誉教授の田代洋一氏から「地域農業の持続システム」〈担い手確保と農地集積〉と題し、農業政策の情勢、農地中間管理事業の活用方向、集落営農の課題と方向性などについて、「TPPが予断を許さない中、中央官僚や県外企業が農地を守って



「人・農地プランは、持続するむらづくりのチャンス」と語る田代洋一名誉教授

くれる時代は終焉した。地域の農業・農地は自らが守らざるを得ない。農地中間管理事業の確な活用や集落営農組織の成長段階を見計りながらの体制づくりが必要だ」、「農地は動くときには、黙っていても動く。そのタイミングを見逃さないこと」など分かりやすく、また、鋭い提言がされた。

（農業再生協議会 担い手・農地部会事務局）

「遊休農地対策実務者研修会」開催

農地法に定められている遊休農地に関する措置の適切な実施及び遊休農地の再生活用を一層推進するため、平成二十八年度遊休農地対策実務者研修会が七月二十八日に安曇野市のスイス村「サンモリッツ」で県・農業再生協議会（担い手・農地部会）の共催で開催された。

研修会には、市町村担当者及び農業委員会事務局員一二〇名が参加。県庁農村振興課から、遊

休農地対策について、「第二期 食と農業・農村振興計画」（平成二十五年～二十九年）の県下の解消すべき遊休農地の三、〇〇〇を五年間で解消、このためには、農産物の生産販売が一体的となった再生生活用の取り組みが必要」と啓発活動と関連施策を総合的に展開する推進方針を説明。

農業政策課は、農地法における遊休農地に関する措置について、「農業委員会が毎年一回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に利用の意向を調査する」といった制度を説明。

「課税が強化」とは

農地法においては、農地は個人の資産でもあるが、農地を効率的に活用することが求められていることから、地域の資産でもある農地を遊休化させ効率的な利用が図られない場合は、固定資産税における農地の評価方法を変更する。

固定資産税の通常の農地の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）

また、「利用意向の調査に際し、回答しない、農地中間管理機構への貸付けの意思を表明しない、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合には、農業委員会は、所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告する。この協議勧告がなされた農地は、固定資産税の課税が強化されることとなる」と付け加えられた。

再び、農村振興課から、農業委員会と市町村が合同で行う、荒廃農地の発生・解消調査において、遊休農地を確認し、「再生可能」となっているところ、農業委員会から機構との協議を勧告された遊休農地については、0.55を乗じないこととなる（結果的には、1.8倍となる）。

実施時期は平成二十九年度から実施（毎年一月一日が賦課期日のため初年度は、平成二十九年一月一日時点で協議勧告が行われている場合に、課税の強化が行われる）。

「再生困難」に仕分ける。農業委員会は、「再生困難」な農地は、速やかに「非農地判断」の手続きを進めてほしいと説明。

農業会議は、「改正農業委員会法により、農地利用の最適化の三本柱のひとつである遊休農地の発生防止・解消活動が農業委員会の必須業務となった。利用状況調査」「利用意向調査」が重要な取り組みとなった」とし、調査や機構への情報提供の具体的実施方法を説明。

最後に、農業開発公社から、「農地中間管理権を取得する農用地等の基準」などについて説明がされた。（農業再生協議会 担い手・農地部会事務局）

「集落営農経営発展支援研修会」を開催

第二回は、十一月八日に開催（参加申込みは、十月二十八日まで）

県農業再生協議会担い手・農地部会は、集落営農組織の経営発展、法人化を支援するため、今年度は二回

の「集落営農経営発展支援研修会」を安曇野市の安曇野スイス村「サンモリッツ」で開催します。

第一回は八月三十一日、経営発展を主体とした内容で、農山村地域経済研究所 楠本雅弘氏の「集落営農の経営安定」（仮題）の基調講演のほか、富山県の新川農林振興センターの担い手支援課経営支援班池田班長の経営改善実践活動事例が紹介されます。

第二回は十一月八日、集落営農組織の法人化を誘導する内容で、税理士の森剛一氏が「集落営農の法人化」（仮題）と題し、法人化の目的、メリット、法人設立の留意点などの基調講演を主体に開催します。法人化を検討されている集落営農組織は、是非ともご参加いただきたい。

開催内容のお問い合わせや参加申込みについては、市町村、JA、市町村農業再生協議会、市町村営農支援センターまでお願いいたします。

（農業再生協議会担い手・農地部会事務局）



集落法人経営の安定と持続を目指して

——100年続けられる組織を作る工夫——(上)

農山村地域経済研究所長 楠本 雅弘

100年続けられる組織とは？

元気な農業と活力ある地域社会をつくることを目指して組織された集落法人は、まさに地域の再生＝みんなの希望の拠り所である。地域の期待を担って活動する集落法人は安定的に経営を継続して、地域を支えなければならぬ。

では、100年以上続けられる組織とはどのような条件を備えた組織であろうか？。ズバリ、次の二つの条件が揃っているものが、永続可能な組織である。

①「世代交代」が可能な組織。②経営的持続（＝資金繰り＝再生産活動）が可能な組織。

本稿では、この二つの「組織の永続条件」のうち①の「人的条件」について考えることにしたい。

永続組織の人的条件とは？

役員（リーダー）と構成員が次々にバトンをつないで、世代交代していくことが「人材＝ひと」の永続条件である。

人間は毎年確実に年齢を重ね、寿命がある。どんなに優れたリーダーも不死身では無い。また優秀なリーダーに統率された組織でも、構成員が高齢化するので、後継ぎが入ってこないただんだん活動が低下し、やがては解散・休眠に向かってしまう。

集落法人を立ち上げて五年、七年……と経過するうちに、多くの組織が次のような問題に直面する。

役員の代り手がないので、設立時から10年以上同じメンバーで、70代後半が多く、何人かは入院中

だ。構成員が高齢化して、草刈りや水管理の人手不足が深刻だ。定年になったら後継ぎが戻ってきてきて組合の仕事に出役するだろうとアテにしていたのに、多くの後継者は帰郷せず、戻っても農作業に従事しないものが出た……。

農村の「伝統的な考え方」に原因

このような人材不足問題の原因は、組織の仕方そのものに根本的な欠陥があったからであり、その背景となっている農村社会の「伝統的な考え方」が時代遅れ（賞味期限切れ）になっていて、昔はうまくいったのに現在では無効になっていくからである。

農村社会の「伝統的な考え方」とは、集落（ムラ）は「家」の集まりで、集落の意志決定は「家の代表

者」（世帯主かその代理）が参加する「寄り合い」で行われる。また、集落の構成単位である「家」では、世帯主に全権が集中していて、同居している家族世帯員には集落の意志決定に参画する機会が無い。

したがって、集落段階で組織される農家組織は、農家組合・機械共同利用組織・転作組合そして営農組合など、いずれも「集落の原理」を反映して、それぞれの経営主が構成員となって組織された「家の連合会」的な仕組み、すなわち「家単位」「一軒から世帯主または経営主一人」が構成員となつて集落法人が結成されている。

世帯主または経営主が構成員ということ、60歳代後半から70歳代の比較的高齢世代が主力になって、集落（地域）の農業生産活動や環境保全活動を担うことになり、「農業は年寄り

間でも固定化し、集落みんなの仕事・組合でなくなってしまう。

発足当初においては、他産業に従事している後継者世代が定年退職したら「家の跡継ぎ」として就農し、つぎつぎと役員やオペレーターを引き受けるであろうと期待があった。もちろん何割かの定年就農者もあつたが、「集落営農があつて農地を引き受けてくれているので自分が農業をやる必要はないだろう」と考えたのか就農者は少ないという想定外の結果が生じた。それぞれの家庭内においても、集落内においても、世代間のコミュニケーション、とりわけ、農業をどうするかに関する世代間の話し合いが行われないことが主な原因である。

この問題を解決して「永続可能な組織」をつくる工夫や取り組みが始まっている。全国各地の注目すべき事例に学びながら、どうすれば「永続できる組織」が可能なのかについて、次回（下）で述べてみよう。



TPPと日本農業 XIV

—— 日本政府のお粗末な試算と議論回避の無責任さ ——

農的社会デザイン研究所

代表 蔦 谷 栄 一

見えないTPPの行方

対の姿勢を強めつつある。

本質は自国主義

TPPの発効が困難な情勢になってきた。TPPが発効するためには国内承認を得られた国のGDPの割合が一二か国合計の八五割以上であることが要件とされる。アメリカと日本の二か国での国内承認が絶対要件となるが、肝心のアメリカでTPPへの対応が大統領選挙の重要な争点となっており、共和党候補のトランプも民主党のヒラリーもともに反対を表明している。

トランプは、TPPにより参加国からの輸入増を招き、アメリカの製造業を衰退させ雇用を減少させるとして、TPPからの離脱を鮮明にしている。同様の理由からTPPの現状に反対し再交渉を示唆してきたクリントンも、トランプとの論争が激しくなるほどに反

オバマ政権の間にTPPの承認にこぎつけられるかが注目点となるが、自由化推進派が多い共和党が現局面でこれに応じるのは難しいとの悲観論が大勢を占める。TPPの発効不可、不成立は歓迎すべきであるが、問題がこれで解決するわけではまったくない。いずれが大統領に選出されても自国主義を強めることは必至だ。アメリカの利益がすべてであり、さらにアメリカに有利な貿易自由化を押しつけてくる可能性大で、さらさら各国と共生していくことは念頭にない。あくまでアメリカにとって利益がある範囲で他国の利益を許容するにすぎない。

米国のメリットは僅少?

ここで肝心なのが、アメ

リカにとってのTPPのメリットの有無である。アメリカ政府もTPP成立にもなう影響試算を公表しているが、GDPは〇・一五割の増加にとどまり、製造業では〇・二割の減少。農産物・食品で〇・五割の増加となることから、かろうじて全体としてはGDPのプラスを見込む内容となっている。雇用もほぼ同様で、製造業は〇・二割の減少、農産物・食品で〇・五割の増加。輸出については製造業が〇・八割という若干の増加にとどまるのに対して、農産物・食品は二・六割の大きな増加を見込んでいる。このようにアメリカにとって農産物・食品のメリットは大きいものの、製造業にとってはむしろデメリットのほうが大きいとしているため、大統領候補はTPP反対を唱えざるを得ない状況に置かれている。

両政府試算の大きな相異

これから二点あげておきたい。まずアメリカ政府と日本政府の影響試算の相異である。アメリカでは自国のGDP増加を〇・五割しか見込んでいないのに対して、日本は二・五九割もの大幅な増加を見込んでいる。ちなみにアメリカのタフツ大学による試算では、TPP参加にともなうアメリカのGDP増加率は△〇・五四割、日本は△〇・一二割となっている。日本のほうが落ち込み幅は小さいものの、アメリカ政府以上に厳しく悲観的な見方を公表している。

アメリカ政府はTPP交渉をリードしてきたものの、メリットは限定的であり、雇用の減少につながりかねないとして、総じて率直な試算結果を公表しており、これが大統領選挙の重要な争点となる大きな要因となっている。これに対して、日本ではいたずらに希望的・楽観的な試算を公表するばかりで、あまりの違いにあきれるばかりだ。

議論を回避する日本政府

さらに日本はTPPによって農林水産生産額は一、三〇〇億円から一二〇〇億円の減少を見込んでいるのに対して、アメリカは農産物・食品の輸出は七九二〇億円増加額とするとしており、その半分の四〇〇億円は日本向けを見込んでいる。日米で分類は異なるが、日本ではTPPによる農林水産への影響はほとんどないとしており、米をはじめとする重要五品目も国内対策等によって農林水産業における生産量は変わらないとしている。これに対してアメリカは日本向け輸出の伸長を大きく見込んだ中身となっている。

ここでも比較的率直なアメリカ政府の試算に対して、我が国政府は自らに都合のいい数字をでっちあげるだけ。TPPの発効が最優先・自己目的化してしまい、実質的な議論を徹底して回避しようとするばかりで、日本政府の無責任さにはあきれるしかない。国会での審議軽視もはなはだしく、こうした民主主義の危機が許されてはならない。

(七月二十九日現在)

INFORMATION 農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催回数・期日・研修内容等】

回・期日	時間	研修内容・講師
第1回 平成28年12月8日 (木)	10:00~12:00	「農業の法人化と運営・管理」 講師：農業経営コンサルタント 井出 万仁 氏
	13:00~15:00	「農業法人の税務」 講師：税理士法人さくら中央会計 税理士 神谷 正紀 氏（農業経営コンサルタント）
第2回 平成29年1月19日 (木)	10:00~12:00	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師：福島社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 福島 邦子氏（農業経営コンサルタント）
	13:00~15:00	「農業者年金制度」「農の雇用事業」 講師：長野県農業会議
第3回 平成29年2月15日 (水)	10:00~12:00	「農業の6次産業化」 講師：県農協地域開発機構 統括研究員 大熊 桂樹 氏（農業経営コンサルタント）
	13:00~15:00	「6次産業化の実践事例」 (事例紹介者選定中)

☆このセミナーは、(公社) 県農業担い手育成基金の助成事業「農業経営能力向上費助成」の選択項目(年2日以上)の経営能力向上のための研修会の受講)に該当しています。

2回以上出席し、助成事業に必要な「受講証」を希望される方は、参加申込時にお伝えください。

【会場 及び 会場案内図】

長野県総合教育センター 第1研修室(塩尻市片丘南唐沢6342-4 電話0263-53-8800)

長野県農業再生協議会(担い手・農地部会)のホームページに掲載していますのでご利用ください。

【主催者】

長野県農業再生協議会 担い手・農地部会

【対象者】

認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会(市町村・JA・等関係機関・団体の担当者)等

【参加料】 無 料

【参加申し込み方法】

電話・FAX・メール等で次の申込み期限までに【問い合わせ先】まで申込みください。

【参加申し込み期限】

第1回：平成28年11月30日(水)、第2回：平成29年1月11日(水)、第3回：平成29年2月7日(火)

【昼食について】

各自ご用意いただくか、教育センターのレストランをご利用ください。

レストランの「定食」は、午前10時までに、玄関入り口(エントランス)の券売機で食券をご購入ください。

「めん類・カレー」は、昼食時に、レストラン入口の食券販売機により購入(注文)ができます。

【問い合わせ先】

長野県農業再生協議会 担い手・農地部会 担当者：事務局長 川井清司
住所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎(県農業会議内)
電話：026-237-6287 FAX：026-235-2454
Eメール：24ninaite@nca.or.jp